

五條市公告第 7 8 号

五條農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項の規定により準用する同法第 11 条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

五條市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは、縦覧期間中に市に対して意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 9 月 4 日

五條市長 平岡 清司



1 農業振興地域整備計画の案の公告縦覧期間

自 令和 7 年 9 月 8 日
至 令和 7 年 10 月 7 日

2 農業振興地域整備計画の案の異議申立期間

自 令和 7 年 10 月 8 日
至 令和 7 年 10 月 22 日

3 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

五條市役所 農林政策課（五條市岡口 1 丁目 3 番 1 号）

※土曜日、日曜日及び祝日は縦覧できません。